

都議会レポート

発行 都議会民主政策調査会

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

電話 03-5320-7230 F A X 03-5388-1784

都議会第三回定例会が閉会

9月21日から10月7日まで、平成22年第三回定例会が開催されました。石原知事の任期が残すところ半年余となった今定例会では、築地市場問題に関し、都議会民主党の提案による築地現地再整備の具体案が示され、議論が大きく進みました。(1・2頁)

今定例会では、「東京都立学校設置条例の一部を改正する条例」他、知事提出議案22件が可決、人事案11件、名誉都民3名の選定が同意議決され、「東京都中央卸売市場築地市場の移転・再整備に関する特別委員会」の中間報告などが行われました。

また、9月8日に発生した沖縄県尖閣諸島沖中国船衝突事件を受け、都議会民主党は9月24日、菅直人総理大臣に対し、申入れを行いました。(4頁に申入れ全文を掲載) 閉会日の10月7日、吉田康一郎は、都議会財政委員会副委員長に就任しました。

吉田康一郎は、引き続き都政の前進に向け、全力で取り組んで参ります。今後とも、一層のご指導ご支援を宜しくお願い申し上げます。

□ 民主提案の築地再整備案、
豊洲案の約半額で可能

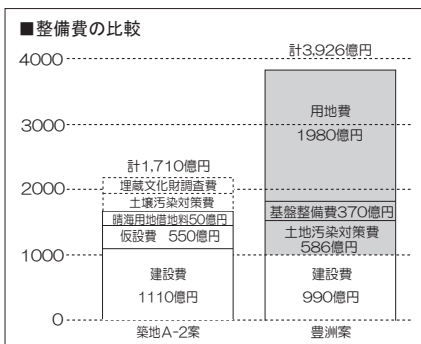
都議会民主党は、8月3日に再整備のコンセプトなどを提案。これに基づき、都議会の小委員会で、具体的な四つの案が示されました。

都は「築地での再整備は3400億円もかかる。無理だ。」と主張していましたが、1800億円以下で建設できることが証明されました。

参考人となった市場業者の発言でも「A2案は、物流面や買い回りなど、市場機能から見ても、豊洲案より優れている」と好評です。

使用料は、試算の方法によって豊洲とほぼ同等になり、スケジュールも、オリンピック招致計画を参考にすれば大幅に短縮できると考えています。

民主党は、関係者の意向を調査するなど、引き続き、



築地での再整備の可能性について調査・検討していきます。

□ 路上駐車禁止規制の
一部緩和を実現！

荷さばき車両等に配慮して路上駐車規制を見直すよう、都議会民主党は昨年以降、継続的に取り上げてきました。

その結果、規制緩和の必要性が高い約40区間について地域住民や物流事業者等との意見調整が行われ、10区間で合意が整い、10月中に実施されることになりました。これらの地域では、特定の時間帯に限り、貨物自動車が駐車禁止の対象から除外されることになります。

また、残りの30区間では引き続き意見調整が行われ、合意次第、順次実施される予定です。

宅配事業者や介護・福祉事業者、医療廃棄物の収集運搬事業者などから、路上駐車規制対策経費の負担が大きくなっているという声もあるため、民主党は、今後の更なる路上駐車規制の見直しを求めました。

□ 市場関係者の意向調査が不可欠
特別委員会の議論を継続

築地市場の特別委員会は、豊洲移転問題も含めた議論の場として、昨年9月に設置されました。今年3月には市場会計予算に対して「議会として現在地再整備の可能性について検討し、一定期間内に検討結果をまとめる」などとする付帯決議が付されました。

今定例会では、自民党などが、今定例会での議論が検討結果だと主張。特別委員会の終了を求めてきましたが、都議会民主党は、再整備案の精緻化が必要な上、広く市場関係者に対して意向調査を実施せずに結論を出すことはあり得ないと主張。更に、豊洲の土壤汚染対策の検証など、まだまだ調査・検討すべき課題があることを指摘し、特別委員会は継続することになりました。

民主党は、都民の立場に立って、検討結果をまとめていく考えです。 ■

□ 豊洲の土壤汚染で新事実発覚
オープンな形での検証を

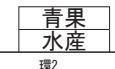
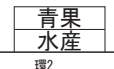
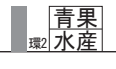
豊洲新市場予定地の土壤汚染問題では、都民の不安が解消される気配が全くありません。

都が行っていた実証実験では、3月の中間報告で、4万3千倍のベンゼンについて「無害化できることが実証された」としていましたが、実は、実験の初期値が2.7倍であったことが、7月になってようやく明らかにされました。

また、豊洲の盛土から汚染物質が検出された問題では、都は、搬入土の汚染調査をすると定めた自らの内規に違反していたことについて、マスコミに指摘されて、初めて事実を認めました。

都議会民主党の質問に、都は「都民に説明し、理解を得ることが十分でなかった点は反省すべきだと受け取っている」と答弁。民主党は、引き続き、不利な情報でも公開するオープンな形での検証を求めています。 ■

築地市場現地再整備各案の比較表

	現在地再整備							【参考】 豊洲移転案
	A案		A-2案	B案		C案		
	築地地区	晴海地区	築地地区	築地地区	晴海地区	築地地区	晴海地区	
整備 イメージ								
基本的な 考え方	晴海地区へ全機能を一時移転し、築地市場を再整備後、再移転。		左記に加え、築地地区に整備する本体施設については、緩やかなスロープ、一方通路等を設け、敷地全体を活用。	晴海地区へ一部機能を一時移転し、ローリングによる築地市場再整備後、再移転。晴海地区には積替品に係る機能（転配送センター）を整備。		晴海地区へ一部機能を一時移転し、ローリングによる築地市場再整備後、再移転、晴海地区には積替品（転配送センター）と相対大口向けに係る機能を整備。		新市場を豊洲に整備し移転。
整備期間	11年9か月		11年9か月	16年5か月		16年5か月		約4年
整備金額	約1,780億円		約1,710億円	約1.430億円		約1.430億円		約990億円
用地取得費	不要		不要	不要	約230億円	不要	約350億円	2,370億円

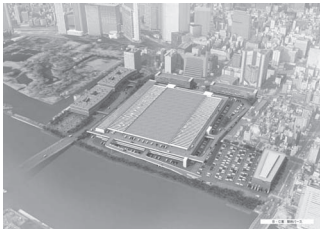
東京都中央卸売市場築地市場の移転・再整備に関する特別委員会小委員会調査報告書(平成22年10月3日)より抜粋



◀ A-2案築地パース



◀ A案築地パース



◀ B案C案築地パース



◀ A案晴海パース



◀ C案晴海パース

□ 高齢者の在宅生活を支える 訪問医療体制の充実を求める

入院、療養後の在宅生活でまず必要なのは、適切な介護・医療サービスを利用できること。特に長期間医療的ケアを必要とする方が少なくありません。

しかし、訪問診療、訪問看護も、まだまだ普及しておらず、在宅での生活を支援する体制が整っているとはいえません。そのため、都議会民主党は、在宅医療の体制整備を推進すべきと主張しました。

都は、地域の医療資源を有効活用する体制整備が重要であり、今後これまでの成果を検証し、医療と介護の連携の仕組みづくり等を検討するなど、体制整備を推進すると答えました。 ■

□ 監理団体活用方針に 一層の改革を求める

都は9月、「監理団体活用方針」を発表しましたが、特命受託契約の公表拡大の他は、従来の方針にとどまっています。監理団体については、包括外部監査において、公園協会の随意契約や道路整備保全公社の指定管理者選定などに問題があったと指摘され、まだまだ課題が残されています。

また、団体の位置付けの検証も不十分であり、天下りなど都の関与の更なる適正化にも言及されていません。

都議会民主党は、決算審議で集中的に点検していきます。 ■

□ 都庁版人材バンクは 原則情報提供のみに！

都は、幹部職員の再就職に関して人材バンクを設立し、透明性などを図るとしています。

都議会民主党は、この組織は斡旋を行うのではなく、情報を求める団体に対して、都が退職予定者の情報を提供することに限定するべきと考えています。また、再就職を監視する第三者機関の設置も求めています。 ■



□ 教員の多忙化 学校の校務改善が急務

小中学校では、子供の学習指導だけでなく、家庭教育の保護者対応を初めとした様々な新たな課題への対応が求められ、教員の多忙感が深まっています。そのため、都議会民主党は、教員が子供と向き合える時間を十分に確保できるよう校務改善が急務であると訴えました。

都教育委員会では、現在、業務処理調査研究事業を実施しています。教育長は、その調査の結果を踏まえ、校務分掌組織のあり方を検討するとともに、学校事務職員を含む教職員全体の役割分担を明確化し、効率的、効果的に業務を行うことのできる校務運営の仕組みと方法を提示していくと答えました。

調査結果は年度内に発表となるため、その後の取組みを引き続き追っていきます。 ■

□ 新指導要領 高校の道德教育の充実を

小中学校の道德教育は、来年度から始まる新学習指導要領において、「道德教育推進教師」の配置による指導体制の充実や、全体計画の計画そのものに具体性を持たせ、より活用しやすいものにするなど、一層の充実を図ることが示されました。

新指導要領では、高校においても、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の一層の充実が求められています。今後の取組みについて教育長に質したところ、都教育委員会は、本年度から各校に指導計画を作成するよう指導しており、今後も計画的に進めるよう指導するなど、道德教育の充実に努めると答えました。

昨年度の全国小中高校を合わせた子供の暴力行為件数は過去最高となり、徳育の重要性は高まっているため、今後も都教委の取組みを注視していきます。 ■

吉田康一郎を応援する会 ご入会/カンパのお願い

ご入会・カンパをいただける方は、吉田康一郎事務所まで
電話・FAX・Eメール等にてご連絡ください。

＜年会費＞ 一口1,000円 ＜郵便振替＞ 00170-6-280784

＜口座名＞ 吉田康一郎を応援する会

5,000円以上をご寄附いただいた場合、所得税の控除を受けることができます。

尖閣諸島沖中国船衝突事件 都議会民主党が菅総理に申入れ

9月29日、都議会民主党は、菅直人内閣総理大臣に対し、尖閣諸島沖中国船衝突事件について以下の申入れを行いました。申入れ書の起草は、吉田康一郎が行いました。

平成22年9月29日

内閣総理大臣 菅 直人 殿

都議会民主党幹事長 大沢 昇

沖縄県尖閣諸島沖漁船衝突事件に関する申し入れ

去る9月8日、わが国固有の領土である尖閣諸島沖の領海内において、違法操業の上、海上保安庁巡視船の停船命令にも応じず衝突を繰り返した中国漁船船長を公務執行妨害で逮捕したが、9月24日、同船長を国内法に則り適正に処分すべきところ、中国の理不尽な圧力に屈したとみられる形で処分保留のまま釈放した。このことは、わが国が国土の保持について断固たる意思を有し、法を厳守することについて、国際社会に対し誤解を持たせかねない行為であり、誠に遺憾である。

わが国には尖閣諸島とは異なり、現状他国の実効支配を許している北方領土及び竹島といった固有の領土も存在しており、これらの解決にも影響を及ぼすことを危惧している。

さらに、東京都には40万平方キロメートルの排他的経済水域を有する沖ノ鳥島が存在するが、中国は2001年頃よりわが国に無断で周辺の海洋調査を行い、2004年より沖ノ鳥島について「島」ではなく「岩」だと主張していることは、わが国の権益を貶めるものであり看過できない。

今回の屈辱的な経験を踏まえ、わが国の領土・領海・権益を守り抜くため、今後毅然たる態度で臨まれることを強く求め、以下の措置を講じることを要請する。

1. 尖閣諸島について、わが国固有の領土であるという歴史的事実を国際的にも明確に主張すること。
2. 尖閣諸島の民有地を買上げ、国有地として灯台や警戒監視レーダーなど構造物を設置すること。
3. 尖閣諸島及び沖ノ鳥島に居住可能な宿舍・設備を建設し、自衛隊員を常駐させること。
4. 同地域における海上自衛隊・海上保安庁の海洋警備体制を強化し、領海における侵犯行為に対しては法に基づき厳正に対処すること。
5. レアアースなどの戦略資源については、備蓄を進めると共に一国に過大な依存をすることがないように中長期的な戦略を持って資源確保に当たること。
6. 他国に依存している食料に関しても、輸入先の分散を図ると共に国内自給率の向上に努めること。
7. 水資源確保の観点から国内水源林が外国籍を有する者の所有地にならないよう法整備を進めること。



尖閣諸島
(奥から魚釣島、北小島、南小島)
提供：海上保安レポート 2003



沖ノ鳥島
提供：国土交通省
京浜河川事務所

ご意見欄 吉田康一郎へのメッセージやご意見等、お寄せ下さい。⇒ FAX: 03-5345-5444、mail: voice@k-yoshida.jp

お名前		ご住所		お電話	
-----	--	-----	--	-----	--

吉田康一郎の役職・所属 【委員会】 財政委員会副委員長 【審議会】 青少年問題協議会、東京都交響楽団評議員会 【会派】 環境政策調査会、都市政策調査会、医療政策調査会、交通政策調査会、築地市場再整備PT、行政改革PT、がん対策PT、犯罪被害者支援PTなど 【議員連盟】 都議会拉致議連(幹事)、防災都市づくり推進計画・促進議連、防衛議連、花粉症対策推進議連、党日台友好議連など。

【吉田康一郎事務所】
中野区新井 1-1-16-202
電話 03-5345-5443
FAX 03-5345-5444
Eメール voice@k-yoshida.jp
HP <http://www.k-yoshida.jp/>